

次の事項についてご了承いただき、試験依頼書と試験サンプルを搬入してください。

試験の申込み及び試験の実施について

- 1 試験の申込みは試験依頼書によるものとします。試験依頼書及び試験品目の受付により、試験実施契約成立とします。試験依頼書受理後の写しが必要であれば、お申し付けください。
- 2 試験依頼書受理後、その内容を変更しようとする場合は、その旨電話連絡あるいは文書で行うものとします。
- 3 試験依頼書への記入は、記録が永続するものでお願いします。原則として黒色または青色のボールペンによる手書き、パーソナルコンピュータによる印字・印刷又は複写とします。また、記入個所に訂正を必要とする場合は、訂正箇所に二重線を引き、その近くに正しく記入してください。修正液等による訂正は、ご遠慮ください。
- 4 試験依頼書の様式を修正・変更したものは受付できませんのでご注意ください。
- 5 試験所の名称は、「静岡県コンクリート技術センター」とします。ただし機関名称は、「静岡県西部生コンクリート協同組合 静岡県コンクリート技術センター」です。
- 6 依頼された試験について、その試験方法及び試験結果に関する質問等には、お答えいたしますが、当試験所の責任に帰する場合を除き、試験結果の変更などについては、一切応じることはできません。
- 7 試験の実施状況の立会・見学には、協力いたしますのでお申し付けください。
- 8 試験料金は静岡県コンクリート技術センター試験手数料基準によるものとします。試験報告書は、2部まで試験手数料に含まれます。なお、1部追加につき500円(税別)とさせていただきます。
- 9 試験報告書の交付予定日は試験終了日より1週間以内とします。ただし試験依頼者と静岡県コンクリート技術センターとが協議の上双方納得すればこの限りではありません。
- 10 ご入金確認後、報告書の受渡となります。なお、振込手数料はお客様にて御負担願います。
- 11 設備の検査に係るものを除き試験サンプルは試験終了後、廃棄させていただきます。試験サンプルの返却を希望される場合は、試験の申込み時にお申し付けください。
- 12 上記に記載のない事項あるいは疑義が生じた場合は、試験依頼者及び静岡県コンクリート技術センターは、誠意をもって協議の上解決に当たるものとします。

守秘義務について

- 1 静岡県コンクリート技術センターは、この試験で知り得た情報を他に漏らさないことを約します。ただし、情報の開示を関係法令及びその他の契約等を遵守する場合は除くものとします。
- 2 試験活動の実行過程で入手した情報の管理に責任を持ちます。

試験実施契約の解除について

- 1 お客様の申し出により、試験の実施を中止いたします。その場合は文書によりお申し出ください。試験依頼書の返却により試験実施契約の解除とさせていただきます。ただし、それまでの実費を請求させて頂く場合があります。なお、試験サンプルの返却は協議させていただきます。
- 2 試験機器の故障等により試験が実施できない場合は、その旨を連絡し、試験実施契約を解除させていただきます。試験依頼書、試験サンプルを返却しISO/IEC17025対応試験所、または全生認定試験場を紹介します。
- 3 試験実施契約成立後、以下の場合に該当すると静岡県コンクリート技術センターが判断した場合は契約を解除する場合があります。この場合、依頼者に損害が生じても一切賠償は致しません。
 - ・試験の実施が技術的に困難な場合
 - ・搬入して頂いた試験サンプルが不適切である場合
 - ・その他、試験の実施及び依頼が不適切である場合
 - ・反社会的な恐れのある組織等からの依頼及び関与が疑われる場合
- 4 天災地変、その他不可抗力により、試験の履行及び報告書の交付が不能となった場合、速やかにその旨を連絡します。なお、静岡県コンクリート技術センターはその責めに任じないものとします。